

1. 財政難にあっても、生きるための努力をしている障害者一人ひとりの長時間訪問介護など現状の支援費制度で確保されたサービスを後退させることなく、障害者の自己決定と自己選択が保障され地域で自立した生活を実現する政策を進めてください。

(答)

- 1 障害者が地域の中でいきいきとその人らしく生きるためには障害者の自己決定と自己選択が保障されることが重要であります。「障害者自立支援法案」はこのような目的を達成するため障害者の自立を支援するものであると考えております。新制度においては、特に重度の障害の方を想定し、「重度訪問介護」、「重度障害者等包括支援」といった新たな給付類型を創設することとしており、今後とも、障害者がお一人おひとりの能力や適性に応じた自立を支援し、安心して地域で生活できる施策を推進してまいります。

2. 定率（応益）負担は、障害者の生活実態を無視したものであり、生きる希望を剥奪するに等しいものです。ましてや、家族にも負担が及ぶのはこれまでの障害者施策に逆行するものであり、障害者の自立を否定するものです。働きに行っても費用負担が生じることにも納得できません。

(答)

- 1 今回の改革は、今後とも必要なサービスを確保していくために皆で支え合っていく観点から、低所得の方に相当きめ細かく配慮しながら一定の御負担をお願いするものであり、障害者の在宅サービスに関する国及び都道府県の負担を義務的なものとするのとセットで必要なものであると考えています。
- 2 障害者自立支援法案においては、障害者本人に利用料を負担する義務が課され、扶養義務者の負担は廃止されたと承知しております。ただし、障害者本人の負担能力を世帯で評価することについては、障害者の自立の観点から、法案の衆議院における審議において、自由民主党が、政府に対して、一定の場合には親、兄弟、子どもの所得に基づかず、障害者本人と配偶者の所得に基づくことも選択できることを認めさせたところです。

3. 「谷間の障害者」といわれている難病や発達障害やその他、分け隔てされている障害者のないようになしてください。

(答)

1. 障害者自立支援法案は、身体障害、知的障害、精神障害といった障害の種別に関わらず一元的に自立支援のためのサービスを提供する仕組みを構築するものです。「制度の谷間」にある方々も、上記3障害のいずれかに認定されれば、各種障害福祉サービスを利用することができます。
2. しかし、現在の障害の定義に必ずしも当てはまらない方もいるところから、自由民主党は、「障害者自立支援法案」の審議において、公明党とともに、同法案を修整するものとして、障害者等の範囲についても検討する規定を盛り込んだところであり、今後、この規定に基づき、政府において幅広く検討されていくものと考えております。

4. 障害者の就労対策と所得保障を積極的に推進してください。

(答)

1. 自由民主党は、「障害者自立支援法案」の前国会の審議において、公明党とともに、同法案を修整するものとして、障害者の所得の確保に係る施策のあり方について検討する規定を盛り込んだところであり、今回改めて政府から提出された法案にも同様の規定が盛り込まれていることから、今後、政府において幅広く検討されていくものと考えています。
2. 就労支援については、障害者自立支援法において、「就労移行支援」事業の創設や、福祉と雇用の連携を強化することにより、福祉サイドからも就労支援を積極的に進めることとしたものと聞いています。これらの施策により障害者の所得の向上が図られるよう、自立支援法施行後においても、障害者の就労支援に全力で取り組んでいくよう政府に働きかけてまいります。

5. 審査会及びその基準は、障害者の多様な特性とその必要性をふまえたものとして、障害者団体との合意形成により設定するとともに、障害当事者の自己決定権を尊重し、障害者の参画を保障するものとしてください。

(答)

1. 市町村の審査会の委員は、障害保健福祉の有識者を市町村長が任命するものですが、障害者の実情に理解のある方が委員なることが望ましいと考えています。このため、障害保健福祉の有識者であって中立かつ公正な立場で審査が行える者であれば、障害者を委員に加えることが望ましいことを市町村に周知することを政府に指示したところです。

6. 個別給付となる「重度訪問介護」「行動援護」の対象者の拡大を行うとともに、地域生活支援事業における「移動支援」が、従前どおり障害者・児の社会参加と自立生活を維持するため、これまでの水準から低下しないための財源の確保に努めてください。

(答)

1. 重度訪問介護及び行動援護については、今後、試行事業の結果を分析するとともに、有識者のご意見も伺いながら、現行の基準がより適切なものとなるよう政府において検討が進められるものと考えております。
2. また、外出時の支援を行う移動支援については、移動支援事業が地域の実情に応じ適切に実施されるよう、自由民主党としても必要な予算の確保に向けて最大限努力してまいりたいと考えています。

7-1. ケアホームやグループホームは、障害程度別の区分により住む場所を限定することなく、当事者の居住の場の選択権を保障し、障害程度に関わらず共に住み続けることができるようにしてください。

(答)

1. 現在のグループホームについては、現に様々な障害程度の方々が同居している実態もあることから、事業者が責任を持って、利用される方にふさわしいサービスを提供することを前提に、グループホームの対象者とケアホームの対象者が同居できることとされているものと聞いています。なお、その具体的な条件については、今後、政府において関係者の意見も聴きながら検討されるものと承知しております。

7-2. ケアホームやグループホームは、病院や施設の敷地内での設置を認めないでください。

(答)

1. 御指摘のグループホーム等の設置場所の問題については、関係者の間でも、

- ① 入所施設や病院の敷地内に設置する場合、入所・入院と大きく変わることはなく、認めるべきではないのではないか、という意見がある一方、
- ② 設置場所にかかわらず、施設や病院との独立性が担保されていれば、認めて良いのではないか、
- ③ 現実には、直ちに十分なサービス量を地域に確保することが困難な中、一定の条件の下、施設や病院の敷地を利用することも否定できないのではないか、

といったご意見もあると承知しています。

2. 今後、これらの意見を踏まえて、政府において、関係者の意見を聞きながら、検討が行われるものと考えております。

7-3. ケアホームやグループホームは、従来どおり、ホームヘルプサービス、ガイドヘルパーの利用ができるようにしてください。

(答)

1. 現在のグループホームにおいては、

- ① 入居者の定員や障害の程度にかかわらず世話人1人が配置される仕組みとなっていることもあり、
- ② グループホーム事業者とは別の事業者からホームヘルプ等のサービスが提供されるなど、利用者へのサービス提供にかかる責任関係が曖昧になっているとの指摘があります。

2. このため、今回の新体系のグループホーム等においては、

- ① 入居者の障害の程度等に応じ、必要なサービスを提供できるような人員配置を検討するとともに、
- ② ホームヘルプなど外部のサービスを活用する際の取扱いについては、利用者に対し、グループホーム等の事業者が責任を持ってサービスを提供できる仕組みに改める

ものと聞いています。こうした見直しを行うことを通じて、より利用者のニーズにあった適切なサービスが提供されることとなると承知しております。

8. 自立支援医療については、改めて医療を必要とするものの範囲、自己負担のあり方や現状の運用の課題等について検討したのち、制度改正の必要性について検討してください。

(答)

1. 公費負担医療制度については、負担の仕組みの公平化や制度の持続可能性を確保するため、費用を皆で支える仕組みへと見直すことが必要と考えています。
2. その一方で、今回の改革においては、公費負担医療の見直しだけでなく障害に係る福祉から医療にわたる仕組みを見直して、可能な限り障害種別に関わらない仕組みとして一元化し、障害者施策全体としてその充実を図るものですので、今回の改革は必要不可欠なものと考えています。

9. 精神障害者通院医療費公費負担制度の利用者負担については、精神障害者の所得の実態を踏まえ、治療の中断につながらないよう低所得者に十分な配慮を行うとともに、継続的に医療費負担が生じることから利用者負担に上限が設定される「重度かつ継続」に該当する疾病等の範囲について、実態に応じ弾力的に対応し精神障害者福祉の後退を招かないようにしてください。

(答)

1. 精神通院医療の見直しに当たっては、低所得者の方や、継続的に相当の医療費負担が発生する方（「重度かつ継続」）について、負担軽減措置を適切に講じていくことが必要であると考えていますが、この「重度かつ継続」の範囲については、追加対象などの検討が行われており、適切な対応を政府に求めてまいります。

10. 衆議院での議論及び政省令を定めるに当たっては、「障害者団体」など、関係者の、こうした意見を十分聴取し、合意形成に努めてください。

(答)

1. これまでも、政府において、審議会等の場において説明を実施されてきたと聞いています。今後とも、低所得者への配慮措置の周知に努めるなど、関係者の方々とご相談しながら、障害者の方々をはじめ国民の皆様にご理解いただけるよう十分な説明を行うよう政府に求めるとともに、障害者団体など関係者の合意形成に努めてまいります。